

平成 29 年 10 月 27 日

山梨市長 高木晴雄 殿

山梨市下水道事業審議会

会長 矢崎欣一



下水道使用料の改定について(答申)

平成29年7月10日付け、梨下水1第6-38号で本審議会に諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、「山梨市下水道事業経営計画」に基づき、計画の進捗状況、目標の達成状況等を検証したところ、下水道事業によって市民により良い生活環境を提供するとともに、経営の効率化と健全化を進めるため、引き続き計画を実行していくことが必要と判断する。

そして、今後とも受益者負担の原則に配慮しつつ、経営の安定化が図られ、将来にわたり下水道事業公営企業会計の適正な運営を確保するために、以下のとおり使用料の改定をする必要がある。

なお、効率的な整備と水洗化率、特に有収率の向上に努めることを要望する。

(改定時期)

- 1 本答申に基づく新たな下水道使用料の適用は、平成30年度4月以降を目的とする。

(使用料の改定額)

- 2 平均使用料額について、以下のとおり改定する。

(円/m³:消費税別途)

	現状額	改定額	差額 (1円未満切捨)	改定率
平均使用料単価	130円	143円	13円	10.0%

- 3 従量区分別使用料額について、改定率を均等配分する方式で以下のとおり改定する。

(1箇月当り:消費税別途)

従量区分(1月につき)	現状額	改定後の 金額	引上げ 額	改定率
10m ³ 以内(基本料金)	1,040 円	1,040 円	0 円	0.0%
11~20m ³ (1m ³ あたり)	115 円	127 円	12 円	10.4%
21~50m ³ (1m ³ あたり)	126 円	139 円	13 円	10.3%
51~200m ³ (1m ³ あたり)	136 円	150 円	14 円	10.3%
201m ³ 以上	146 円	161 円	15 円	10.3%

(見直し時期)

- 4 今後の下水道使用料の改定については、経営計画の目標年次の平成33年の3年後に見直しを行うこととする。また、経営計画を継承する経営戦略の策定後の平成36年度の見直しも行うことを基本とする。

但し、社会情勢や他の重要事項等により調整することを妨げない。

(提言事項)

5 今後の下水道事業を進めるにあたり、本審議会での関連意見をまとめ、以下のとおり提言する。

- (1) 水洗化(接続)率向上のため、新規加入の拡大を図る施策を推進し、使用料収入の増加を図り、公費負担と使用者負担の割合の適正化を進めること。
- (2) 不明水(地下水、雨水等の浸入水)の改善が喫緊の課題である、下水道事業の経営への影響も多大である、早急な対策を実施し、財政健全化を図ること。
- (3) 地方公営企業会計方式の基で、組織体制の見直し、広域化等の効率的な事業運営を行い、積極的に経費縮減を図ること
- (4) 未普及地域の整備は、早期に投資効果が得られる地域の整備を優先し、普及率、水洗化(接続)率の向上を図ること。
- (5) 下水道事業の必要性を訴えて、広報活動等を積極的に実施すること。

(審議経過)

第1回 平成29年 7月 10日

委嘱式

諮問及び下水道事業経営計画について

第2回 平成29年 8月 8日

下水道事業の現状と課題について

県内各市の料金について

料金改定(案)について

先進地視察について

第3回 平成29年 8月29日
下水道使用料の改定(案)について
峡東浄化センターの視察

第4回 平成29年 9月28日
下水道使用料の改定(案)について
下水道使用料の答申(案)について

第5回 平成29年 10月27日
下水道使用料の答申について

審議内容の詳細については、別紙審議会議事録概要による。